鹿児島県豚熱ワクチン接種実施要領

令和5年9月1日制定 鹿児島県農政部畜産課

第1目的

野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染防止が困難と認められる場合には、知事による家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下、「法」という。)第6条に基づく予防的ワクチン接種命令の実施が認められる。

本要領は、予防的ワクチン接種命令に基づく家畜防疫員による接種のほか、豚熱ワクチン接種が可能である「鹿児島県知事認定獣医師認定要領」に基づき認定された知事認定獣医師及び「豚熱ワクチン接種に係る飼養衛生管理者の登録要領」に基づき登録された登録飼養衛生管理者(以下、「登録管理者」という。)による豚熱ワクチン接種が適切に実施されるために必要な事項を定める。

第2 動物用生物学的製剤使用許可及び年間接種計画

- 1 法第50条に基づく豚熱ワクチンの使用にあたっては、知事の許可が必要であることから、豚熱ワクチンを接種する知事認定獣医師及び登録管理者は、「動物用生物学的製剤使用許可申請書」(家畜伝染病予防法施行細則別記第5号様式)を「豚熱ワクチン年間接種計画書」(別記様式1)を添付の上、農場を管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。
- 2 申請内容が適当と認められた場合、家畜保健衛生所長又は同支所長は、動物用生物学的製剤使用許可書(鹿児島県家畜伝染病予防法実施要領別記第9号様式)を交付するとともに、遅滞なく県に報告しなければならない。
- 3 登録管理者が豚熱ワクチンを接種する場合は、豚熱ワクチン接種票を交付する獣医師と相談・調整の上、豚熱ワクチン年間接種計画書を作成しなければならない。
- 4 豚熱ワクチンを接種する知事認定獣医師及び登録管理者は、豚熱ワクチン年間接種 計画書に大きな変更があった場合には、「年間接種計画変更届」(別記様式2)を農場 を管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。
- 5 豚熱ワクチンを接種する知事認定獣医師及び登録管理者は、豚熱ワクチンの接種開始年にあっては、家畜保健衛生所の指定する日までに、それ以降の年については前年度末までに、動物用生物学的製剤使用許可申請書及び豚熱ワクチン年間接種計画書を農場を管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。

第3 月間接種計画及び豚熱ワクチン接種票

- 1 豚熱ワクチンを接種する知事認定獣医師及び登録管理者は、豚熱ワクチンを受領・接種する際には、豚熱ワクチン年間接種計画書に基づき、「豚熱ワクチン月間接種計画書兼交付申請書」(別記様式3)を作成し、ワクチンを接種する月の前月20日までに、農場を管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。
- 2 登録管理者が認定農場で飼養する豚等にワクチン接種する際には、家畜防疫員又は知事認定獣医師に豚熱ワクチン接種票((別記様式5)以下,「接種票」という)の交付をワクチン接種する月の前月20日までに受ける必要がある。
- 3 家畜防疫員又は知事認定獣医師は、認定農場の求めに応じ、豚熱ワクチン月間接種計

画書兼交付申請書に基づき、翌月分の豚熱ワクチン接種に係る接種票を交付する。

- 4 家畜防疫員に接種票の交付を依頼する場合は、登録管理者は「豚熱ワクチン接種票交付申請書」(別記様式4)を家畜保健衛生所に提出しなければならない。なお、家畜防疫員は、診察を行った上で、接種票を認定農場に交付する。
- 5 知事認定獣医師が認定農場に接種票を交付する場合は、診察を行った上で交付すると ともに、その写しをワクチンを接種する月の前月20日までに農場を管轄する家畜保健衛 生所に提出しなければならない。
- 6 接種票を交付した知事認定獣医師及び交付を受けた認定農場は、接種票を1年間保管 しなければならない。
- 7 家畜保健衛生所は管内農場の豚熱ワクチン月間接種計画書兼交付申請書をとりまとめて、県に報告しなければならない。

第4 豚熱ワクチンの交付

- 1 家畜保健衛生所は、知事認定獣医師及び登録管理者に対し、豚熱ワクチン月間接種計画書兼交付申請書に基づき、豚熱ワクチンを交付する。
- 2 知事認定獣医師及び登録管理者は、家畜保健衛生所から豚熱ワクチンを受領した際は、 ワクチンの本数及び使用期限等を確認し、ワクチン管理簿に受払を記載する。また、豚 熱ワクチンは添付文書に従い、適切に冷蔵保管する。

第5 豚熱ワクチンの接種

- 1 家畜防疫員、知事認定獣医師及び登録管理者は、豚熱ワクチン接種対象豚の日齢及び 頭数を確認した上で、接種対象豚の健康状態に異状がないことを確認し、用法・用量に 従い豚熱ワクチンを接種する。ワクチン接種を実施後は、接種豚台帳及びワクチン管理 簿に受払等を記載する。
- 2 繁殖豚,種雄豚(候補豚含む。)等6ヶ月以上飼養する豚等については、初回接種から、6か月後に補強接種、補強接種後は1年ごとに接種を行うこととするが、同じ個体への接種は、原則、最大4回までとする。
- 3 豚熱ワクチンの初回接種において、ワクチン接種日から20日以内にと畜場へ出荷する 予定となっている豚等や哺乳豚については、ワクチン接種の対象から除くことができる ものとする。
- 4 豚熱ワクチン接種農場は、ワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録しなければならない。
- 5 使用済みのワクチン瓶は、消毒等を実施の上、管轄の家畜保健衛生所の求めに応じ、 返却しなければならない。

第6 実績報告書

1 豚熱ワクチンを接種した知事認定獣医師及び登録管理者は、接種翌月の5日までに前月の「豚熱ワクチン接種実績報告書」(別記様式6)を管轄の家畜保健衛生所に提出しなければならない。

第7 手数料

1 家畜保健衛生所は、豚熱ワクチン接種実績報告書に基づき、豚熱ワクチンを接種した 知事認定獣医師及び認定農場の農場代表者に対して、豚熱ワクチン管理手数料を請求す る。家畜防疫員が豚熱ワクチンの接種を行った場合は、農場代表者に対して、注射手数 料を請求する。また、家畜防疫員が接種票を交付した場合は、認定農場の農場代表者に対して、接種票交付手数料を請求する。

2 県は、知事認定獣医師又は登録管理者にワクチンの亡失、毀損等の損失等があった際、知事認定獣医師又は登録管理者若しくは認定農場の瑕疵が明らかな場合、知事認定獣医師又は登録管理者若しくは認定農場の農場代表者に対し損害を請求することができる。

附則

この要領は令和5年9月1日より施行する。